

平成 30 年 6 月 13 日

答 申

寝屋川市長 北川 法夫 様

寝屋川市行政不服審査会

会長 金 谷 重 樹

平成 30 年 4 月 27 日付け「総総第 194 号」で諮問のありました事案について下記のとおりに答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を却下すべきである。

第 1 審査請求の趣旨

寝屋川市長（以下「市長」という。）が、審査請求人に対し、平成 29 年 8 月 24 日付けでした保育料決定を変更（保育料の減額を）する。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、市長が、審査請求人に対し、寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成 27 年寝屋川市規則第 16 号）に基づき、保育料決定（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、保育料の減額を求めるものとして審査請求を行った。

2 前提事実等

ア 市長は、平成 29 年 8 月 24 日付けで、審査請求人に対し、本件処分をした。

イ 審査請求人は、平成 29 年 8 月 31 日付けで、市長に対し、行政不服審査

法に基づき、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）した。

ウ 審査請求人は、本件審査請求の趣旨として、審査請求書に「保育料の減額を求める。」と記載している。

エ 市長は、平成 29 年 9 月 19 日付け「総総第 808 号」で、「審査請求の結論として『保育料の決定処分』そのものを取り消すこと等を求めているのですか、あるいは『保育料の決定処分』そのものは違法又は不当な処分とは思わないが、保育料を減額することを求めているのですか、明らかにしてください。」として本件審査請求の補正を命じた。

オ 審査請求人は上記補正命令に対し、平成 29 年 9 月 22 日付けで、「『保育料決定処分』そのものは違法又は不当な処分とは思わないが、生活が困窮しているため保育料の減額を求める。」と補正した。

第 3 当審査会の判断

行政不服審査法に基づく審査請求は「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」の取消し又は変更を求めるものである（第 1 条及び第 46 条第 1 項）。

この点、審査請求人は、本件処分に違法又は不当が無いことを認めている。

そうすると、本件処分に違法又は不当がないことを認める一方で、その変更（減額）を求める本件審査請求は不適法であり、却下されるべきものである。

以上のとおりであるから、当審査会は「審査会の結論」のとおりに答申する。